

令和4年

10月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年10月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年10月13日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(23名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	7番	五十嵐弘樹	委員
8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員	11番	川村 恵実	委員
12番	池田 耕	委員	13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員
15番	佐藤 秀之	委員	16番	飯塚 将人	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	28番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(6名)

6番	佐藤 利篤	委員	10番	五十嵐直太郎	委員	17番	佐藤 良	委員
26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員	29番	荘司太郎	委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 土田智世
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第44号 農用地利用集積計画について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和4年10月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会開会に当たりまして、齋藤均会長職務代理よりご挨拶申し上げます。

○齋藤 均 職務代理者
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。また、会長が欠席したときは職務を代理することになっておりますので、齋藤会長職務代理、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、6番、佐藤利篤委員、10番、五十嵐直太郎委員、17番、佐藤良委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員、29番、荘司太一郎委員の6名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、11番、川村恵美委員、12番、池田耕委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について、15件、2、農地法第4条届出書の受理について、1件、3、農地法第5条届出書の受理について、3件、4、地目変更登記に係る照会に対する回答について、2件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について、4件、以上25件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第43号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、9ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条の第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はないことを確認しております。

それでは、酒田53番、遊摺部、黒森、小牧、砂越の畑、田んぼ、合計37筆を、その他、親子間の使用貸借権の設定です。農業者年金を伴わない経営移譲です。

酒田54番、浜中の畑2筆、その他所有権移転です。

別紙資料をご覧ください。

10アール当たりの単価が、酒田54番、35万円となっております。

それでは、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡2件になります。

八幡の3番は、小泉の田2筆で、相手方の要望による所有権移転です。渡し人、受け人の関係は親戚になります。別紙資料をご覧ください。総額20万からの割り返しで10アール当たり10万4,400円での売買となります。

次、八幡4番につきましては、福山の田1筆になります。相手方の要望による所有権移転で、売買になります。渡し人と受け人の関係については、これまで1枚の田の半分を受け人に貸し付けていたものを、このたび分筆をした上で、売買するというものになります。別添資料にありますとおり、八幡4番、10アール当たり50万で、総額26万500円になります。

なお、同様の議案が利用集積に1件あります。売買価格50万で、3条になっている理由といたしましては、利用集積の場合に、認定農業者もしくは一定面積以上の農地の所有者ということになります。八幡地区については191アールを超える農地の所有者が利用集積の対象ということで、今回はそれに該当しないため、3条許可での申請ということになります。

八幡は以上になります。

○松山総合支所 門協調整主任

次、松山地区になります。

松山3番、松山4番は関連で、出し手が同じ人になっています。松山3番、神奈川県秦野市〇〇から、山寺の〇〇へ、申請事由、相手方の要望による売買です。こちらですが、もともと出し手、受け手が農協を通して貸し借りしていた農地で、出し手の〇〇からの申出により売買することになったものです。売買価格ですけれども、別紙の価格表にあります。畑が10アール当たり4万9,000円、田んぼが10万1,900円で、総額20万円からの割り返しとなります。

当該農地は、青地で、受け手が認定農業者なのですが、売買価格が低いため、3条許可での売買と

なったものです。また、年金について、渡し人は年金未加入です。受け人は脱退一時金を受給済みのため、年金への影響はありません。

次、松山4番、同じく神奈川県秦野市〇〇から山寺の〇〇へ、相手方の要望による売買となります。こちら先ほどと同じようにもともと農協を通してお互い貸し借りしていた農地で、出し手からの要望による売買となります。価格ですが、10アール当たり3万6,400円、総額15万円からの売買となります。こちらについても、当該農地は、青地で、受け手が認定農業者ですけれども、売買価格が低いので、3条許可での売買となりました。また、渡し人、受け人とも年金が未加入のため、年金への影響はありません。

以上になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田4番です。こちらは相手方の要望ということで、神奈川県にお住まいの渡し人による要望で、所有権移転の贈与になります。受け人は〇〇と〇〇の共有名義で、関係は夫婦です。渡し人との関係は親戚で、贈与税については相談済みというふうに聞いております。以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第43号の農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第43号については許可決定といたします。

◎議第44号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第44号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第44号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転、3件、1、一般事業、(2)利用権の設定、12件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものがあります。詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、11ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象にすることに不適正な事実がないことを地元農業委員から、あらかじめ確認していただいております。

次、説明の前に、農用地利用集積計画による所有権移転を行える担い手について確認させていただきます。

担い手の基準は、認定農業者またはあっせん基準面積到達者となっています。あっせん基準の面積は、旧市町村単位で、旧酒田市は水稲単一経営263アール、複合経営210アール、旧八幡町は191アール、旧松山町は192アール、旧平田町の南平田地区は217アール、田沢地区は140アール、北俣地区は133アールとなっております。

それでは、議案の説明に移ります。

1、一般事業、所有権移転です。

新堀2番、板戸の畑1筆、10アール当たり25万で、総額6万5,500円です。移転の時期、支払時期はどちらも令和4年10月31日となっております。譲受人の方は認定農業者となっております。

次に、広野2番、広野の田7筆、10アール当たりの単価が、4筆が40万、残りの3筆が50万ということで、総額859万500円となっております。移転の時期、支払時期についてはどちらも令和4年10月31日となっております。譲受人の方は、鶴岡市で認定農業者です。経営面積2万9,306平方メートルありますけれども、鶴岡市と酒田市の面積の合計でございまして、酒田市では6,728平米、鶴岡では2万2,578平米でございます。所有権移転する農地につきましては、来年度は水稲を作付する予定と伺っております。

次に、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡から1件になります。

先ほど3条のところでご説明させていただいたのと同様の点なのですが、1枚の田んぼ半分をこれまで所有者が違って、相手方に貸し付けていたというような件で、分筆の上、所有権移転をするものです。福山の田、1筆、対価は10アール当たり51万で、総額が62万9,850円になります。利用集積を行える基準を満たしているということから、利用集積による所有権移転になります。

八幡は以上になります。

○安倍農地係長

16ページをご覧ください。

1、一般事業、(2)利用権設定です。

上田3番、10アール当たり1万1,000円の10年、新規設定です。

中平田7番、10アール当たり1万1,000円の10年、新規設定です。

浜中7番、10アール当たり6,000円、10年、新規設定です。

酒田地区は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田91番です。賃借料が6,000円と1,000円混在しております。2年の更新です。

次のページ、平田92番、6,000円の5年、更新です。

平田93番、6,000円、5年の更新です。

平田94番、1万1,000円、10年、更新です。

平田95番、9,000円、3年、更新です。

次のページです。

平田96番、ゼロ円と1万1,000円、混在しております。5年の更新です。

平田97番、1万3,500円、10年の更新です。

平田98番、1万1,000円、10年の更新です。

平田99番、1万1,000円、5年の更新です。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第44号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第44号 農用地利用集積計画について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第44号については、計画決定といたします。

閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和4年10月定例総会を閉会いたします。

(午前9時57分 閉会)